

厚生年金の知識⑤

老齢年金は、厚生年金保険の中心となるもので、定年などで職場を退いた「サラリーマン」の老後の生活を支えるうえで、大きな役割を果たしています。

老齢年金を受けるには、つぎのような「被保険者期間」と「年齢」による一定の受給資格が必要です。

①〔被保険者期間〕

保険料を納めた期間が、二十年（坑内夫は十五年）以上あるか、あるいは、四十歳（女子と坑内夫は三十五歳）以後の被保険者期間が十五年（坑内夫は十一年三ヵ月）以上あること。

②〔支給開始年齢〕

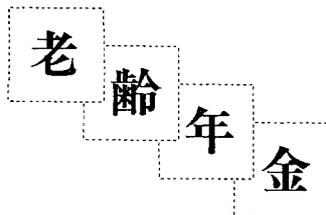
①の被保険者期間を満たした人が、つぎの条件にあてはまるととき、年金が支給されます。



ただし、退職している人でつぎのような場合は、年齢に関係なく老齢年金を受けることができます。

①の〔被保険者期間〕を満たしている人が、病气やけがで障害年金を受けられる程度の状態にあるとき

ただし、その障害が回復し障害者でなくなったときは、老齢年金支給開始年齢まで支給が停止され



- (ア) 退職している場合は、六十歳（女子と坑内夫は五十五歳）になったとき
- (イ) 在職中の場合は、六十五歳になったとき
- (ウ) 六十歳以上六十五歳未満の在職者でも、標準報酬月額が十四万二千円以下のとき（標準報酬月額が十五万円以上になった場合は支給が停止されます）

ます。

老齢年金は、年金を受けている人が亡くなるまで受けられます。ただし、六十五歳未満の人が、再就職などによってふたたび厚生年金に加入したときは、年金を受けられる権利は一時的に停止されます。

私たちと国民年金

国民年金には、いま全国で二、七八〇万人（当市では三、八五一人）が年金を受けています。

国民年金には、老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金の七種類があります。

これらの年金は、物価に応じて改正する仕組みになっていますので、将来目減りすることがあります。

国民年金の保険料は、定額で一ヵ月三、七七〇円です。

国民年金はみなさんのための制度です。みなさんの力でさらに大きく育てましょう。

こんなにふえた国民年金の受給者

国民年金は、生まれて二十年たった今、多くの住民の老後生活に潤いをあたえています。その受給者は、今年の三月末に拠出年金で約五六九万人、福祉年金で約三九二万人、あわせて九六二万人になりました。今後、拠出年金の受給

者が毎年、五十万人以上増えていますので、もうすぐ一、〇〇〇万人を超える見込みです。

このうち、老齢年金を受ける人は、八五七万人ですから、日本の六十五歳以上のお年寄り人口一、〇〇〇万人余のうち、約八十五％の人が国民年金を受けていることになりました。今後、ますます受給者が増えていきますので、生活に潤いを与えられる住民の輪は、いよいよ広がっていくでしょう。

現況届の提出時期にご注意

国民年金の老齢年金、通算老齢年金を受けている方から、毎年一回、提出していただく現況届の提出時期が今年の四月から変わりました。このことをまだご存知ない方が多いので、十分気をつけてください。

これまでは、生れ月に関係なく、どなたも毎年二月十五日までに提出していただきましたが、今はご本人の生まれ月の末日までに提出していただくことになっています。

現況届は、国民年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。その提出を怠ると、年金の支給を止められることがありますから、ご注意ください。

現況届の用紙は、提出時期のおよそ一ヵ月前に社会保険庁からお送りしますので、必要な事柄をご記入のうえ市役所市民課、各出張

所で証明を受けて社会保険庁へ返送してください。

社会保険相談

- 十月二十一日（火）
午前九時から午後四時まで
- 十一月十八日（火）
午前九時から午後四時まで

郡内が遠隔地のため毎月一回、甲府社会保険事務所より厚生年金・健保に関する相談業務のサービスを提供しておりますのでご利用ください。

なお、当日混み合うこともあり、また、ご来庁の際は必ず前もって相談内容等をご連絡くだされば、満足のいく相談業務が確保できますので、ご協力ください。

● 場所 都留市役所市民課

都留市の気象

	55年9月	54年9月	10年間の平均
最高気温	(12) 31.2℃	(5・23) 31.9℃	32.2℃
最低気温	(29) 9.0℃	(13・18) 13.6℃	10.1℃
平均気温	19.8℃	21.0℃	20.1℃
降水日数	1mm以上13日	1mm以上10日	1mm以上11日
降水量	185.0mm	159.0mm	199.0mm
平均湿度	80%	79%	83%

都留市消防署調べ ()はその日